

# 令和3年度大分県食品衛生監視指導結果

# 大分県生活環境部食品・生活衛生課

## 令和3年度大分県食品衛生監視指導計画の実施結果

平成13年、我国で初めてとなるBSEの確認をはじめ、無登録農薬の使用事件等が相継いで発生し、食品の安全性に対する消費者の不安、不信が高まったことを受け、平成15年5月、国民の健康保護を重視した、食品の安全性確保についての基本となる法律「食品安全基本法」が成立すると共に、食品衛生法の大改正が行われ国及び各地方自治体は、食品衛生監視指導計画を策定することとなりました。

このため、大分県も平成16年度より毎年度、食品衛生に関する監視指導の実施に関する基本的な方向及び監視指導に当たり必要な基本的事項を示す「大分県食品衛生監視指導計画」を策定しています。

令和3年度も、この計画に基づき、各保健所等で地域の特性を考慮して、監視指導を実施しました。

## 1 監視指導の実施状況

### (1) 営業施設の監視指導

食品等事業者への監視指導は、過去の食中毒の発生頻度、営業の内容、HACCPの衛生管理の内容などを考慮して、4段階（A～D）に分類し年間の監視回数を定めています。

ランク	対象施設	対象施設数	延監視件数	達成率
A (年2回以上)	・前年度、食品衛生法違反による行政処分を受けた施設	4	6	75%
B (年1回以上)	・「HACCPに基づく衛生管理」を実施する営業許可施設 ・前年度の有症苦情原因施設 ・と畜場・食鳥処理場（認定小規模） ・前年度、衛生規範・大分県食品衛生指導基準等に基づく収去検査で「不良」と判定された食品製造施設	114	144	126%
C (2～6年に1回以上)	・「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」を実施する営業許可施設等（A及びBを除く） ※学校・病院等の給食施設を含む	13,957	5,140	184%
D (実情に応じて)	・上記以外の食品等関連施設	3,871	769	-

### (2) 違反状況及び措置

食品等事業者への監視において、施設の衛生管理や食品の衛生的取扱い等について調査し、381件の違反・不備を発見しました。当該施設に対しては、指導注意票を交付する等、随時改善指導を行っています。

## 2 食品等の収去検査

### (1) 検査実施状況

県特産食品や県内広域に流通する食品、消費者の利用頻度が高く食中毒の原因となりやすい食品を中心に、量販店等から収去し、残留農薬や食中毒原因菌等の検査を実施しました。

#### 令和3年度検査実施結果

食 品 等	検体数	検 査 内 容 別 検 体 数					
		残留農薬	医薬品	残留動物用	アレルギー物質	食品添加物等	微生物
魚介類	74			20			54
魚介類加工品	19					10	9
肉卵類及びその加工品	106			40		10	56
アイスクリーム類・氷菓	44						44
穀類及びその加工品	30				1		29
野菜類・果物及びその加工品	134	30			1	10	93
菓子類	56				8	10	38
清涼飲料水	8						8
その他の食品	13					2	11
調理器具・従業員の手指 (拭き取り検査)	546						546
合 計	1030	30		60	10	42	888

### (2) 違反状況及び措置

収去検査の結果、食品衛生法に定める成分規格基準違反は6件、大分県食品衛生指導基準不適合が33件でした。成分規格基準違反のあったものはアイスクリーム類の大腸菌群です。これらの食品については、製造者等に対し施設の衛生管理や食品の取扱い等について指導を行い、改善を確認しています。

### 3 食中毒の発生状況

令和3年度中の県保健所管内で発生した食中毒は5件、患者数74名で、令和2年度の発生件数2件、患者数24名に比べて食中毒発生件数、患者数ともに増加しています。

5件のうち2件がウエルシュ菌、2件が植物性自然毒、1件がカンピロバクターによる食中毒でした。

なお、食中毒の発生原因となった施設については営業停止処分や衛生指導等を行うとともに、再発防止のため指導を行いました。自然毒食中毒については、報道発表を行い、注意喚起を行いました。

#### 令和3年度食中毒発生状況

No	発生場所	発生日	患者数	死者	病因物質	原因食品	原因施設
1	臼杵市	6/27	8	0	カンピロバクター	給食	高齢者入所施設
2	竹田市	9/29	3	0	植物性自然毒	ツキヨタケ	キャンプ（自炊）
3	佐伯市	11/3	1	0	植物性自然毒	クワズイモ	家庭（自炊）
4	豊後大野市	11/17	8	0	ウエルシュ菌	給食	福祉施設
5	由布市	2/7	54	0	ウエルシュ菌	弁当	飲食店（一般）
計			74	0			

### 4 消費者への啓発及び情報提供

#### (1) 食中毒注意報の発令状況

夏期に多発する食中毒を未然に防止するため、食中毒の発生しやすい気象条件が予想される日には、食中毒注意報を発令しています。令和3年度は、6月1日から9月30日の4ヶ月間に20回発令しました。

また、感染性胃腸炎の流行時期に合わせ、ノロウイルス食中毒注意報も発令しました。発令時には、県民安全・安心メール等を利用し、消費者や食品関係業者への注意喚起を行いました。

#### (2) 食中毒予防の啓発

8月の食品衛生月間を中心に、街頭広報や出前講座等を通じて、消費者への啓発に努めています。

また、消費者団体や保育園等からの要望をうけて、保健所職員による食中毒予防や食品表示等の衛生講習会を例年実施しています。令和3年度は新型コロナウイルスの感染拡大により実施が困難だったことから、実施回数は4回、参加者は計50名でした。

### (3) ふぐ中毒防止対策

ふぐ取扱施設への監視を強化しています。令和3年度もふぐ中毒防止のための啓発ポスターやチラシ等を作成し、食品営業施設のほか釣具店等にも配布し、啓発に努めました。